資料提供日
平成 27 年 3 月 27 日

発表者	大阪市北区中之島２丁目２番２号　大阪中之島ビル 9 階 大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課長　秦（はた）　武人 TEL　06-6204-1722 環境課長　角田（かどた）　康輔 TEL　06-6204-1725 企画課長　雨宮（あめみや）　功 TEL　06-6204-1724

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、の各府県政・市政記者クラブ同時提供）

ダイオキシン類基準超過廃棄物搬入事案を受けた
大阪湾広域臨海環境整備センターの廃棄物受入に関する厳格な体制の導入等について

ダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案が発生したことを受けて、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、本センターという。）では処分場及び積出基地周辺での環境監視を緊急かつ継続的に行い環境安全面での問題がないことを確認したうえで、本センター内に新たにダイオキシン類に関する技術アドバイザー(学識経験者)、ダイオキシン類監視専任官、「廃棄物受入に関する検討委員会」を設置するとともに、一般廃棄物及び産業廃棄物の全事業場を対象に抜取調査等の必要な調査・検査を実施し、その結果については既に公表したところです。

また、再発防止対策として、「廃棄物受入に関する検討委員会」から、昨年 12 月 19 日付けで、基準超過を防止するための対応として、①基準超過の発生原因、改善策に係る情報の共有、②一般廃棄物排出事業者、本センター、所管行政庁による重層的な検査体制による相互チェックの強化、③基準超過判明時の厳格な措置、適正受入措置の速やかな対応、公表のあり方を柱とする委員会提言を受けたところであります。

本センターでは、この提言を踏まえ、処分場及び積出基地周辺の住民等関係者の皆様をはじめとして、関係する団体、市民の信頼をより一層高めるため、一般廃棄物焼却施設のばいじん処理物を対象に年 3 回の中間検査を義務付けるなど全国で最も厳格かつ重層的な検査体制のもと平成 27 年度からの廃棄物受入れを実施することとしました。

また、現在、搬入停止中の滋賀県高島市(高島市環境センター)については、提出された改善報告書(判定基準超過原因の究明、再発防止対策、廃棄物の安全性の確認等)の内容、所管行政庁の意見を踏まえ、ダイオキシン類に関する技術アドバイザーからの技術的助言を受けるとともに、関係者等との協議調整の結果、本センターは搬入再開を認めることが妥当であるとの結論に至りましたので、平成 27 年 3 月 30 日付で搬入停止措置を解除する予定です。

記

1 廃棄物の適正な受入のための厳格な体制の導入について　企画課

本センターでは、ダイオキシン類基準超過事案の発生を受けて設置した「廃棄物受入に関する検討委員会」からの提言を踏まえ、平成 27 年度から全国で最も厳しい検査を導入するなど、廃棄物の適正な受入に取り組み、これまで以上に円滑にフェニックス事業を推進していく。

（１）　フェニックス事業関係者の意識の共有・徹底

・大阪湾フェニックス事業は、近畿 2 府 4 県 168 市町村において発生する廃棄物を海面埋立により最終処分し、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るもので、多くの関係者が関わる広域的な事業である。また、本事業は積出基地や処分場周辺の住民等関係者の皆様をはじめ、関係する団体、市民の信頼関係のもとに成り立っているものである。

・フェニックス事業に関わる排出事業者、本センター、所管行政庁がこのことを改めて十分認識するとともに、各々の果たすべき責任と役割を確認し、相互に連携して一丸となって事業を推進するという基本姿勢に立ち、廃棄物の適正な処理に取り組む。

・このため、本センターが開催する市町村説明会（毎年秋に開催）等の機会を活用し、関係者の意識の共有・徹底を図っていく。

（２）　基準を遵守するための体制強化

①　新たな検査体制

・中間検査の追加等により検査を強化するとともに、本センター、所管行政庁による検査、指導により重層的なチェック体制を構築する。

＜新規追加する内容＞

・一般廃棄物焼却施設のばいじん処理物を対象に、従来の契約申込時の分析結果（契約前検査）の報告（年 1 回）に加え、新たに年 3 回の中間検査を排出者が実施することを契約で義務付ける。

・廃棄物の焼却施設を対象に、新たに運転管理計画書の提出を求め、本センターが検査状況や施設の整備・点検状況を把握できる仕組みを構築する。

・排出事業者が自ら受入基準の遵守状況を確認する自主的な検査（独自検査）の積極的な実施を依頼する。

・本センターによる抜取検査に簡易分析（生物検定）を導入するとともに、排出事業者が行う中間検査についても簡易分析を導入し、ダイオキシン類に係る検査を迅速化する。

＜強化する内容＞

・ダイオキシン類について一般廃棄物（焼却灰・ばいじん）は 2 年に 1 回、産業廃棄物（ばいじん）は年 1 回本センターが抜取検査を実施する。

・広域処分場適正受入協議会の構成府県・市に対して、排出事業者に対する適切な指導を依頼する。

【新たな検査体制】

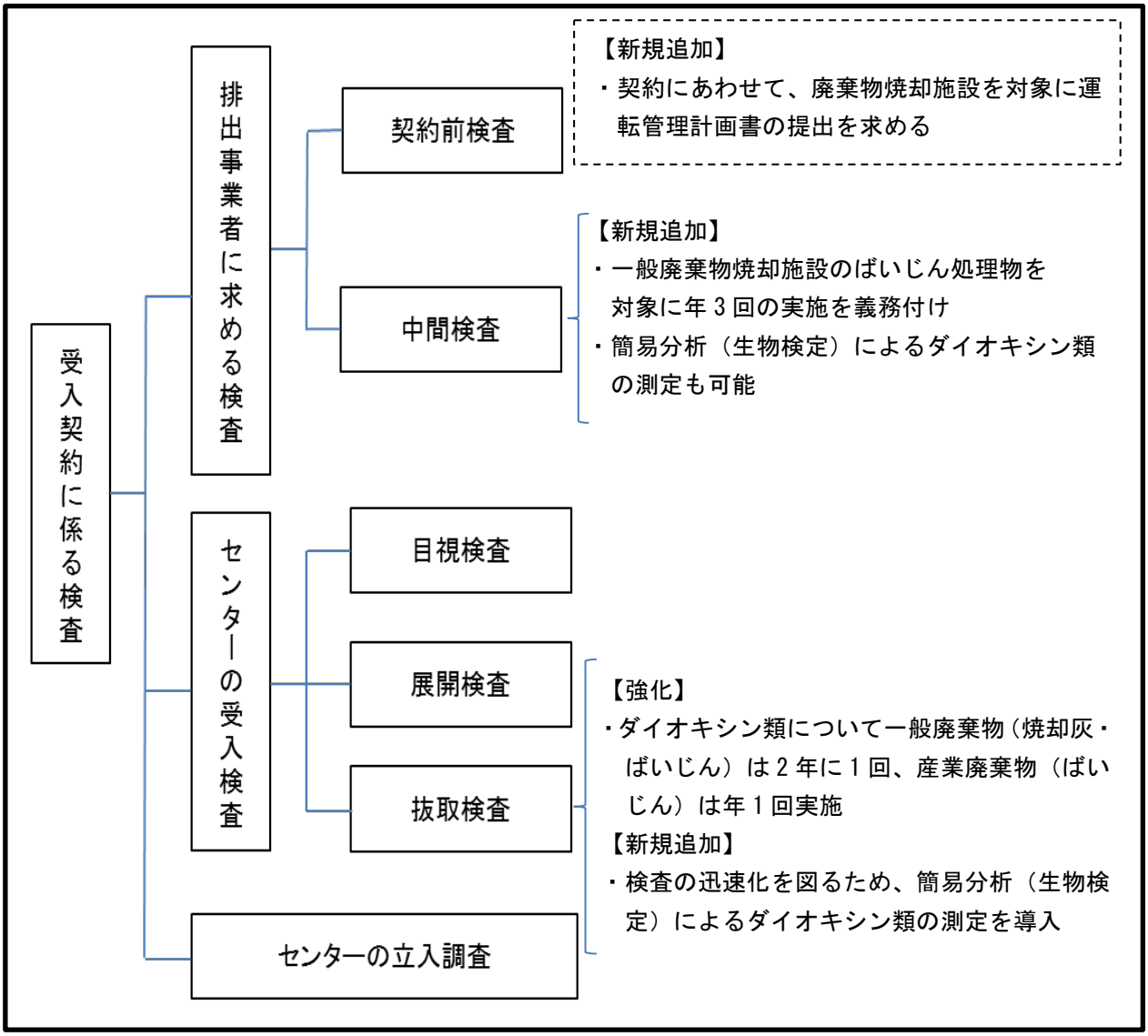
受入契約に係る検査
排出事業者に求める検査
契約前検査
【新規追加】
・契約にあわせて、廃棄物焼却施設を対象に運転管理計画書の提出を求める
中間検査
【新規追加】
・一般廃棄物焼却施設のばいじん処理物を対象に年３回の実施を義務付け
・簡易分析（生物検定）によるダイオキシン類の測定も可能
センターの受入検査
目視検査
展開検査
抜取検査
【強化】
・ダイオキシン類について一般廃棄物（焼却灰・ばいじん）は２年に１回、産業廃棄物（ばいじん）は年１回実施
【新規追加】
・検査の迅速化を図るため、簡易分析（生物検定）によるダイオキシン類の測定を導入
センターの立入調査
受入契約外検査
独自検査
（排出事業者による
運転管理のための機能検査）
【新規追加】
・排出事業者の自主的な検査の積極的な実施を依頼
所管行政庁による立入検査
【強化】
・排出事業者に対する適切な指導を依頼

② 基準超過判明時の厳格かつ速やかな措置

・契約に係る検査で重金属・ダイオキシン類等の判定基準の超過が判明した場合には、一般廃棄物、産業廃棄物の区別なく、まず搬入停止の措置を取り、原因の究明・改善措置を行う。

・適正受入協議会の中に解除審査部会を新たに設置し、搬入停止後、排出事業者から改善報告書の提出があった際、同部会に意見を求め、本センターとして適正、迅速に再開の手続きが出来る体制を導入する。

【基準超過判明時の対応】

1 搬入停止、停止解除の手続

・一般廃棄物、産業廃棄物の区別なく、契約に係る検査で判定基準超過が判明した場合には搬入停止措置を取る。

・契約外検査（事業者による独自検査)、行政庁による立入調査で判定基準超過が判明した場合には、センターとして直ちに搬入停止措置は取らない。ただし、受入基準超過の廃棄物の搬入は自粛されるものであり、基準超過廃棄物の搬入が明らかになった場合には搬入停止措置を取ることとなる。

（搬入停止の措置及び解除の手続き）

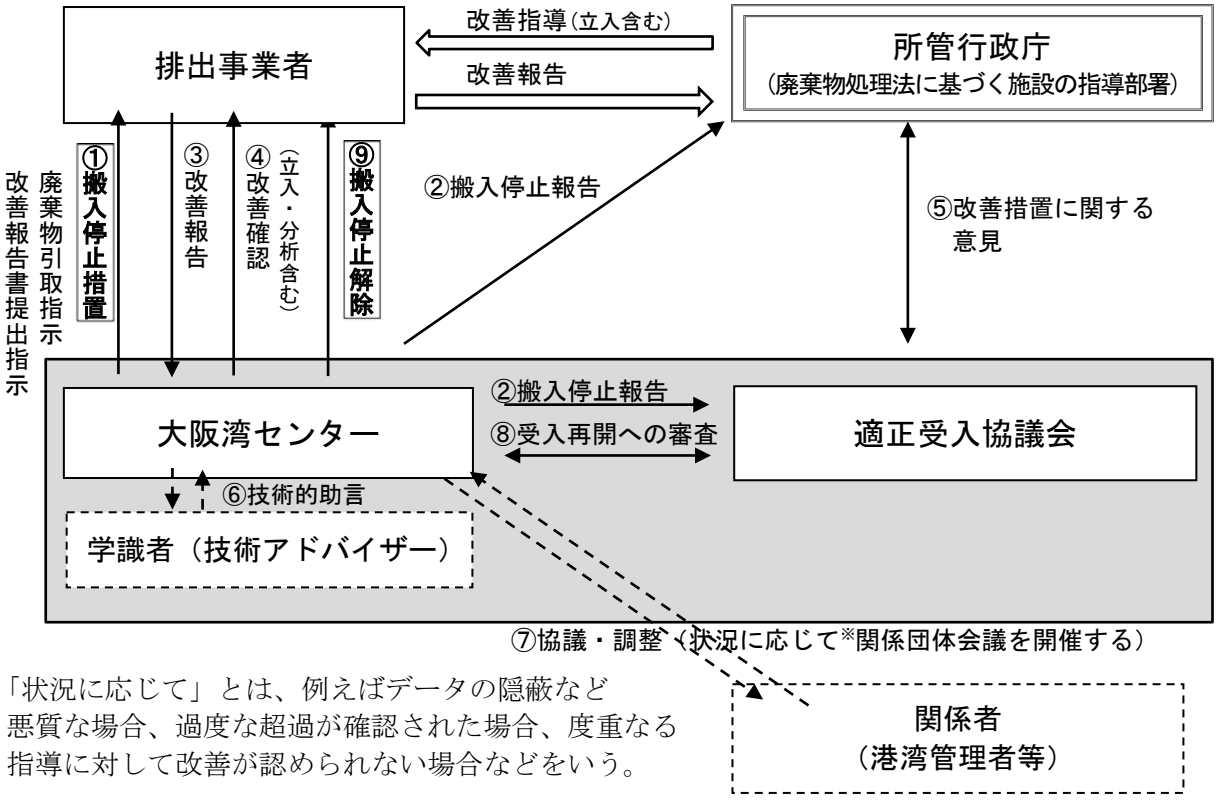

※「状況に応じて」とは、例えばデータの隠蔽など悪質な場合、過度な超過が確認された場合、度重なる指導に対して改善が認められない場合などをいう。

２　搬入停止解除のための測定頻度・測定期間について

・排出事業者により原因究明と改善対策が講じられたのち、原則として**1 週間ごとに 1 ヵ月以上**事業者自らが測定した結果、全て受入基準値以下であること確認し、搬入停止解除とする。

・ただし、超過原因や改善対策の度合い等を総合的に判断し、所管行政庁と協議・調整のうえ、測定の頻度や期間を決定する。

（例）

・施設改造が必要なダイオキシン類の基準超過など社会的影響が大きな事案 ⇒ **3 ヵ月**の測定

・薬液不足等による重金属の超過など軽微な事案 ⇒ **2 週間**の測定

３公表について

・ホームページで定期的にまとめて公表。

・検査概要（検査件数、超過件数等）及び超過案件の概要（事業所名、廃棄物の種類、超過項目及び値、搬入停止日、改善・搬入再開日等）を公表。

・ダイオキシン類で超過度合が著しく大きいなど生活環境への影響が懸念される場合、度重なる基準超過がある場合、その他悪質性がある場合などについては個別に公表（即時公表）。

４ 情報の共有

・超過事案に関する原因、対策等について研修会等を実施して共有。（センターによる契約説明会、市町村説明会等の活用、府県との協力による場の設置など）

２　処分場、積出基地周辺の環境安全面の確認　環境課

本センターでは、基準を超過した廃棄物の搬入のあった処分場及び基地において、ダイオキシン類に関する追加環境調査を実施してきた。別紙１のとおり、各処分場での放流水・周辺海域での水質調査及び各処分場・基地の敷地境界での大気質調査の結果は、放流水については排出基準値を大きく下回り、周辺海域の水質や敷地境界での大気質でも環境基準値以下の値であったことから、周辺環境への影響は認められず、環境安全面で問題がないことを確認した。なお、環境監視調査は、今後も継続して実施していく。

３　滋賀県高島市(高島市環境センター)の搬入停止措置の解除について　業務課

本センターでは、滋賀県高島市（高島市環境センター）からのダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案が発生したことを受けて、処分場及び積出基地周辺での環境監視、また一般廃棄物を排出している全事業場を対象に分析検査、抜取検査、立入調査を、産業廃棄物を排出している全事業場を対象に抜取検査を実施、さらにセンター内に廃棄物受入に関する検討委員会を設置する等、環境安全面について問題がないことの確認や再発防止に向けた取り組みを行ってきた。

高島市に対しても平成 26 年 5 月 30 日の搬入停止以降、基準超過の原因究明、是正措置および再発防止策の実施について指示する等、廃棄物の適正処理を求めてきたところである。

高島市は、平成 26 年 6 月 27 日に設置した「高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会（以下、「高島市第三者委員会」）」において、原因究明、再発防止策の検討並びに改善工事後の検証を行ってきたが、平成 27 年 2 月 20 日に高島市第三者委員会から同市あてに委員会の最終報告が行われたことを受け、同年 3 月 13 日に本センターに対して改善報告書の提出があった。

本センターは、提出された改善報告書を精査し、改善工事後 3 か月の検証期間中、安定的に基準値を下回っていることを確認したため、「廃棄物受入に関する検討委員会」より提言を受けた解除要件の確認と手続きに準じて手続きを進めた結果、改善措置により廃棄物が適正に処理されていることを確認できたため、搬入再開が適当と判断し、高島市に対する搬入停止を解除する。（4～5ページ【基準超過判明時の対応】参照）

（1） 改善報告書について

① 報告書提出日：平成 27 年 3 月 13 日

② 基準超過原因：

・空気予熱器の清掃が適切に行われず長時間、空気予熱器内に付着・堆積したダストによりダイオキシン類の再合成が促進され、ばいじんに高濃度のダイオキシン類が蓄積したため。

・市内部の組織間の連携が希薄であったこと。また職員の法令遵守および組織の危機管理意識が欠如しており、問題発生時に適切な判断や対応ができる技術者が不在であったこと。

③ 再発防止策について

・空気予熱器へのダストの付着・堆積防止のため、内部清掃実施の徹底、圧縮空気吹付装置を設置した。

・不安定燃焼の解消に向けた対策として給じん装置の改良、レーザーO_2計、熱分解ガス透過率計の設置を行った。

・施設の安定稼働のため、専門技術者の配置により専門的技術の向上を図り、運転管理マニュアルを整備した。

・組織体制面については、「環境センター対策室」を設置し、職場内の連携強化を進めた。また、研修の実施等によりコンプライアンス意識の向上に努めた。

（2） 安全性の確認

・検証期間として、改善工事後 3 か月の間に合計 16 回分析を高島市が実施し、測定値は全て判定基準を下回っていることを確認した。（＊別表 1 参照）

・3 月 18 日、本センターが高島市環境センターを立入調査（滋賀県の立入検査と合同）し、改善報告書の内容が適正であることを現地で確認した。

・搬入再開となった後も、安定燃焼の確認のため、本センターから高島市に対して、今後 1 年間月 2 回の分析を依頼し、実施することとなった。

（３）　搬入停止措置の解除に向けた手続き

搬入停止措置の解除に向け、以下のとおり手続きを行った。

	日付	内容
技術アドバイザーからの助言	平成 27 年 3 月 16 日 平成 27 年 3 月 17 日	廃棄物工学を専門とする 2 名の学識者（技術アドバイザー）に改善報告書の内容を説明したところ、対策の効果が認められ、搬入停止解除に向けた手続きを進めても良いとの意見をいただいた
所管行政庁の意見	平成 27 年 3 月 20 日	滋賀県から本センターあて「再発防止に向けての対策が適切に実施されているのを確認した。」旨の意見書の提出があった
関係者との協議・調整	平成 27 年 3 月 26 日	関係自治体の廃棄物担当部局及び港湾管理者等の関係者による関係団体会議を開催し、搬入停止解除について異議がないことを確認した
適正受入協議会	平成 27 年 3 月 26 日	廃棄物を適正に受入するために設置され、廃棄物処理法に基づく指導権限を有する自治体等から構成される適正受入協議会を開催し、搬入停止解除について異議がないことを確認した
搬入停止の解除の通知	平成 27 年 3 月 27 日	平成 27 年 3 月 30 日から搬入停止を解除することについて通知文を交付した

＊別表１（最近 3 か月のばいじん処理物のダイオキシン類濃度測定結果）

採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)
H26.11.28	0.90	H27. 1. 2	0.20
H26.11.29	0.48	H27. 1. 9	0.24
H26.12. 5	0.16	H27. 1.15	0.094
H26.12. 5	1.2	H27. 1.28	0.12
H26.12.14	0.29	H27. 2. 1	0.067
H26.12.15	0.22	H27. 2. 5	0.26
H26.12.18	0.83	H27. 2.22	0.29
H26.12.26	0.24	H27. 2.28	0.30

埋立処分場・積出基地　環境調査結果（平成２７年３月２７日現在）　（別紙１）

埋立処分場　　単位：水質（pg-TEQ/L）、大気質（pg-TEQ/m3）

処分場名	調査種類	調査項目	測定日	地点数	測定結果	基準値
神戸沖処分場	定期監視調査※1	放流水	年4回	1地点	0.0000084～0.098	10以下
		海域の水質	年4回	2地点	0.042～0.15（年平均）	年平均1以下
		大気質	年1回	2地点	0.010～0.054	年平均0.6以下
	追加環境調査	放流水	5月12日	1地点	0.000039	10以下
			7月16日	1地点	0.00049	
			8月5日	1地点	0.000029	
			9月4日	1地点	0.000056	
			11月7日	1地点	0.000015	
			2月4日	1地点	0.000018	
		海域の水質	5月12日	2地点	0.052, 0.053	年平均1以下
			7月16日	2地点	0.048,　0.048	
			8月5日	2地点	0.052,　0.049	
			9月4日	2地点	0.054.　0.050	
			11月7日	2地点	0.056.　0.050	
			2月4日	2地点	0.051.　0.051	
		大気質	5月29日～6月5日	2地点	0.016, 0.073	年平均0.6以下
			8月29日～9月5日	2地点	0.019,0.019	
大阪沖処分場	定期監視調査※2	放流水	年4回	1地点	0.000090～1.1	10以下
		海域の水質	年1回	3地点	0.044～0.11	年平均1以下
	追加環境調査	放流水	7月1日	1地点	0.00021	10以下
			8月5日	1地点	0.00023	
			11月25日	1地点	0.00013	
			2月10日	1地点	0.00016	
		海域の水質	7月1日	3地点	0.053, 0.055, 0.56	年平均1以下
			8月29日	3地点	0.035,0.036,0.047	
		大気質	7月1日～7月8日	2地点	0.029, 0.064	年平均0.6以下
			8月29日～9月5日	2地点	0.030,0.034	

※1 平成19～25年度調査結果。ただし、大気質調査は陸域化の始まった平成20年度以降。

※2 平成21～25年度調査結果。大阪沖処分場は陸域化していないため、大気質調査は実施していない。

積出基地　　単位：pg-TEQ/m3

基地名	調査種類	調査項目	測定日	地点数	測定結果	基準値
尼崎基地	定期監視調査※1	大気質	年1回	1地点	0.038～0.10	年平均0.6以下
	追加環境調査	大気質	5/29～6/5	1地点	0.043	
			8/5～8/12	1地点	0.021	
姫路基地	定期監視調査※2	大気質	年2回	1地点	0.016～0.052	
	追加環境調査	大気質	7/16～7/23	1地点	0.026	
			8/5～8/12	1地点	0.12	
			2/3～2/10	1地点	0.021	
堺基地	定期監視調査※1	大気質	年1回	1地点	0.061～0.28	
	追加環境調査	大気質	7/1～7/8	1地点	0.031	
			8/4～8/11	1地点	0.048	

※1 平成19～25年度調査結果。　※2 平成20～25年度調査結果。